

岐阜県観光人材確保推進事業費補助金 Q & A

(対象事業者について)

Q 1 対象事業者は。風営法の対象施設も対象となるのか。

A 1 旅館業法の「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」の許可を受けている岐阜県内の宿泊施設が対象となります。なお、風営法（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律）の店舗型性風俗特殊営業（第2条第6項）の対象となる施設は対象外です。

Q 2 民泊を経営しているが、対象になるか。

A 2 住宅宿泊事業法に定めのある住宅宿泊事業（いわゆる民泊）は対象外です。旅館業法の「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」の許可を受けている場合は、対象となります。

Q 3 宿泊事業者ではなく、観光事業者であるが、対象になるか。

A 3 宿泊事業者ではない、お土産店、飲食店、交通事業者、体験コンテンツ販売施設等の事業者は対象外です。

Q 4 本社が岐阜県外であるが、補助金の対象となるか。

A 4 本社が岐阜県外であっても、対象となる宿泊施設が岐阜県内にあれば、補助金の対象となります。

県内外に複数の宿泊施設を有している場合は、原則岐阜県内に所在する宿泊施設に係る動画のみ対象となります。

Q 5 申請時にギフッシュに登録している必要はあるか。

A 5 申請時に登録は必要ありませんが、実績報告時までに登録し、作成した動画を掲載している必要があります。

Q 6 ギフッシュへの登録はどのように行うのか。

A 6 下記URLより「ギフッシュ登録情報確認フォーム」エクセルデータをダウンロードし、必要事項を入力したうえ、申込先アドレスからお申し込みください。

【「ギフッシュ」新規掲載企業の募集について】

<https://gifush.pref.gifu.lg.jp/newregistration/>

【問い合わせ先】※ギフッシュの登録についてのみ

岐阜県 商工労働部 産業人材課 人材企画係

TEL:058-272-8406(直通) 平日 9 時～ 1 7 時

FAX:058-278-2676

e-mail:c11369@pref.gifu.lg.jp (申込先アドレス)

Q 7 補助対象期間に施設を廃止又は休止した場合の取り扱いはどうなるのか。

A 7 交付申請時点で事業継続の意思がない場合又は交付決定の前までに施設を廃止している場合は、対象外とします。

また、交付決定以降、施設の廃止等事業継続が不可能であり補助金の目的を達することができないと判断される場合にも、補助金を支給することはできませんので、速やかにお知らせください。

(補助対象事業について)

Q 8 補助対象となる経費にはどのようなものがあるか。

A 8 観光産業の人材確保を促進するため、県内観光事業者等が自社や県内の観光産業で働く魅力を紹介する動画の作成に要する経費が対象となります。詳細は、募集要項「4 (1) 補助対象事業及び経費」をご覧ください。

なお、補助対象経費については、本事業と他の事業の経費が明確に区分されており、かつ、証拠書類により金額等を確認できるもののみが対象です。

Q 9 「その他の県が認める就職情報Webサイト」とは具体的にどのようなものがあるか。

A 9 原則、就職情報の提供及び企業の人材確保を目的として開設された、職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第10項に規定する職業紹介事業者が運営するウェブサイトをいいます。

Q 10 派生ショート動画の作成は本編を再編集したものに限るか。

A 10 本編を再編集したもので、自社や県内の観光産業で働く魅力等を紹介する動画に限ります。

Q 11 Webへの掲載費用とは何か。

A 11 県が認める就職情報Webサイトへの動画の掲載料等です。ただし、動画の作成を委託する外部事業者に支払う費用に限ります。なお、ギフッシュへの掲載は原則無料です。

Q 1 2 本社で申請し、運営する複数の宿泊施設をまとめて紹介する動画を制作したいが補助対象になるか。

A 1 2 岐阜県内に所在する宿泊施設や県内の観光産業で働く魅力を紹介する内容であれば申請可能です。ただし、1事業者当たり1本までの作成で補助金の上限額は、上限50万円ですのでご注意ください。

Q 1 3 補助対象経費は税込か。

A 1 3 消費税及び地方消費税相当額は含みません。

Q 1 4 支払にポイントを利用した場合も対象としてよいか。

A 1 4 ポイント等を支払いに充当した場合、充当分については値引きと同等とみなし、補助対象外となります。一部をポイントで支払っている場合には、その分を除いた額を補助対象経費としてください。

Q 1 5 クレジットカードで支払いしたものも対象としてよいか。

A 1 5 原則として、現金払いや振込等による支払としてください。

やむを得ずクレジットカードを利用する場合は、令和8年2月27日以前に引き落としが完了するよう、余裕をもって事業を実施いただくとともに、実績報告時には、クレジットカードの利用明細の写し（該当箇所以外黒塗り可）を併せて提出してください。

Q 1 6 動画の制作とあわせて自社HPの運用管理を契約している場合、その費用は対象となるか。

A 1 6 運用管理に係る費用は補助対象外です。

（補助対象期間について）

Q 1 7 いつの時点で行った事業が対象となるのか。

A 1 7 交付決定日から令和8年2月27日までに実施する事業が対象となります。交付決定日以降に契約を行い、令和8年2月27日までに事業を完了させ、支払いを終えている必要があります。

Q 1 8 補助金申請後、交付決定までに事業を実施してもよいか。

A 1 8 交付決定日以降の契約が補助対象となります。

(申請手続きについて)

Q 1 9 申請期間は。

A 1 9 募集の日から令和7年12月18日までを募集期間としますが、予算額に達した場合は、早期に募集を終了する場合があります。

Q 2 0 各種様式はどこで入手するのか。

A 2 0 岐阜県の公式ホームページからダウンロードしてください。

【各種様式】

トップページ > 報道発表 > 2025 年度 > 2025 年 5 月 > 「岐阜県観光人材確保推進事業費補助金」の募集を開始します

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/pressrelease/0431795.html>

また、観光文化スポーツ政策課（県庁10階）でも入手できます。詳細は、募集要綱「13 申請書提出先及び問い合わせ先」をご参照ください。

Q 2 1 申請の方法は。

A 2 1 郵送での提出をお願いします。簡易書留、特定記録等、追跡のできる方法で郵送してください。

Q 2 2 補助期間内であれば複数回補助金を申請してもよいのか。

A 2 2 申請は、募集期間中1事業者につき1回です。

Q 2 3 交付決定後に、事業内容を変更した場合は変更等承認申請が必要か。

A 2 3 補助対象事業に要する経費の配分の変更（補助対象経費の20%以内の変更を除く）や補助対象事業の内容を変更（補助対象経費の20%以内の減額を除く）する場合はあらかじめ承認が必要となります。事前に変更等承認を受けなかった場合には、補助金を交付できない場合がありますので、変更の可能性がある場合には前もってご相談ください。

(提出書類について)

Q 2 4 申請者その他の提出書類（営業許可書等）の名義が異なるがどうすればよいか。

A 2 4 原則として、提出書類はすべて申請者と同一名義のものである必要があります。営業許可書について名義が異なる場合は、聞き取り等によりその実態を確認させていただいた上で、営業許可書の変更等が必要な場合には適正な手続きを取っていただくこととなります。

Q 2 5 旅館業の営業許可書が見当たらない。どうすればよいか。

A 2 5 最寄りの保健所から「営業許可を受けて営業していることの証明」を受け、提出してください。

【環境営業の手続きについて】

岐阜県公式 HP トップ > くらし・防災・環境 > 動物・ペット・生活衛生 > 生活衛生 > > 環境営業の手続きについて
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/912.html>

Q 2 6 県税の納税証明書とは。また、取得方法や手数料は。

A 2 6 納税額や未納の税額がないことを証明する書類です。最寄りの県税事務所の窓口で取得ください。なお、取得にあたっては、県庁では交付していませんのでご注意ください。また、取得にかかる手数料は申請者の負担となります。

【県税に関する問い合わせ先】

岐阜県公式 HP トップ > くらし・防災・環境 > 税金 > 相談窓口 > 県税に関する問い合わせ先一覧
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5948.html>

○取得方法

最寄りの県税事務所の窓口にて、納税証明書交付請求書に必要事項をご記載のうえ、交付申請してください。納税証明書交付請求書様式は、窓口に備え置くとともに、以下のホームページにも掲載しています。また、郵送による交付も受け付けています（要返信用封筒・切手）。

【納税証明書交付請求書】

岐阜県公式 HP トップ > くらし・防災・環境 > 税金 > 納税・申告・減免 > <一般用>納税証明書交付請求書（自動車税種別割を除く）
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5946.html>

Q 2 7 ネット取引で領収書を出してもらえない場合、支払完了メール等の写しを領収書としてよいか。

A 2 7 交付決定日から令和8年2月27日までに支払いが完了したと確認できるものであれば可としますが、提出された書類によっては、聞き取りによる確認や追加資料の提出をお願いする場合があります。

Q 2 8 紛失等で領収書等が手元にない場合、申請可能か。

A 2 8 実績報告書提出時には、交付決定日以降に購入及び支払を行ったことがわかる資料（請求書、領収書等）や契約を行ったことがわかる資料（契約書等）が必須となります。そのため、このケースでは申請いただいても補助金を支給することができません。

Q 2 9 インターネット銀行を利用しているため通帳がない場合、代わりに何を提出したらよいか。

A 2 9 金融機関名、支店名（又は支店コード）、口座名義、口座名義カナ、口座番号が記載されているものを印刷し提出してください。